

八王子市自立支援教育訓練給付金支給要綱

平成19年4月1日施行
平成19年10月1日改正
平成25年4月1日改正
平成25年10月1日改正
平成26年8月1日改正
平成26年10月1日改正
平成27年4月10日改正
平成28年1月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成30年1月1日改正
平成30年8月10日改正
令和元年6月10日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座（以下「教育訓練講座」という。）を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、八王子市自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給することについて、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年省令第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にある者であること。
- (2) 就業経験、技能又は資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると市長が認める者であること。
- (3) 原則として、過去に訓練給付金の支給を受けていないこと。

(支給対象講座)

第4条 訓練給付金の支給の対象となる教育訓練講座は、次に掲げる講座のうち、第7条第3項の規定により市長の指定を受けた講座（以下「対象講座」という。）とする。

- (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が対象と認める講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が対象と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が対象と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- (4) その他市長が特に必要と認める講座
（支給額等）

第 5 条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けられない受給資格者(第 4 条第 1 号及び同条第 2 号の講座を受講する者)
当該受給資格者が対象講座の受講のために本人が支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の 100 分の 60 に相当する額とする。ただし、当該額が 20 万円を超える場合は 20 万円とし、12,000 円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けられない受給資格者(第 4 条第 3 号の講座を受講する者)
当該受給資格者が対象訓練の受講のために本人が支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。ただし、その額が修業年数に 20 万円を乗じて得た額を超えるときは、修業年数に 20 万円を乗じて得た額（この場合 80 万円を超えるときは、80 万円）とし、12,000 円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。
- (3) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者
前各号に定める額から雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額とする。ただし、その額が 12,000 円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

なお、平成 31 年 4 月 1 日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

（事前相談の実施）

第 6 条 市長は、訓練給付金の支給の対象となる教育訓練講座の受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの事前の相談に応じるとともに、聴取等を通して受給要件や受講の必要性について十分に把握するものとする。

また、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

（受給要件の審査等）

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、受講しようとしている教育訓練講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下、「指定申請書」という。)により市長に申請し、当該講座の受講開始日前にあらかじめ対象講座としての指定を受けなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によりその内容を確認することができる場合は、この限りでない。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (4) 申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当するものをいう。以下同じ。)であるときは、寡婦(寡夫)控除のみなし適用申請書(第3号様式)、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類。
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があつたときは、受給要件等の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するとともに、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(第4号様式)により、当該審査結果を申請者に通知するものとする。

4 市長は、第3項の審査にあたり、雇用保険法第60条の2第4項の規定により、教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成31年4月1日以後に訓練給付金の対象となつた者については、講座受講開始前に指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、当該教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、当該教育訓練講座を第1項による指定を受けたものとみなすことができる。

(訓練給付金の支給等)

第8条 申請者は、訓練給付金の支給を受けようとするときは、対象講座を修了した後に、自立支援教育訓練給付金支給申請書(第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によりその内容を確認することができる場合は、この限りでない。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (4) 申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、寡婦(寡夫)控除のみなし適用申請書(第3号様式) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類。
- (5) 教育訓練講座の実施者が発行する申請者の対象講座の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (6) 教育訓練講座の実施者が発行する申請者の支払った教育訓練経費についての領収書
- (7) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給決定されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があつたときは、申請者が支給要件に該当しているか否かを調査し、支給の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により訓練給付金の支給決定通知を受けた申請者は、自立支援教育訓練給付金請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)により、訓練給付金の支給を市長に請求するものとする。

5 第1項の規定による申請は、対象講座の受講修了日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、当該給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りでない。

(受講内容の変更等)

第9条 申請者は、第7条第1項の規定により申請した内容又は第3項の規定により市長から通知を受けた内容に変更(受講の取りやめを含む。)が生じたときは、すみやかに必要な届出書等を市長に提出しなければならない。

(訓練給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した訓練給付金の金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、訓練給付金の支給について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月 1 日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。この場合において、施行日から適用日までの間に改正前の八王子市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱に基づいてなされた申請その他の手続は、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 7 条第 2 項第 3 号及び第 8 条第 2 項第 3 号の規定は、平成 3 1 年 8 月以後の申請について適用し、平成 3 1 年 7 月以前の申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 8 月10日から施行し、平成30年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、

所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。